

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要と考えております。そのためには、当社グループ全体の企業価値の向上と強固な経営基盤の構築を通じて、株主をはじめとする全てのステークホルダーに信頼され、社会に貢献し続けることが重要であると考え、責任ある経営体制の確立と、経営の透明性向上並びに経営に対する監視・監督機能の強化に努めることで、ガバナンスの強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1－2④、3－1②〕

現時点では、上場後の株主構成に関する見通しが明らかでないため実施しておりません。今後、機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。

〔補充原則4－2①〕

当社は、株主総会で承認された役員報酬限度額内で、業績、職務内容、責任等に基づき決定することで充足しているものと考えていることから、現金報酬以外の報酬を付与しておりません。

業務執行取締役に対するインセンティブ報酬制度の導入については、必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4－11③〕

取締役会は、社内登用された取締役のみならず、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役を含め構成され、期待される監督・監査機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。なお、取締役会の実効性についての分析・評価を行う体制及びその結果を開示することについては、今後の検討すべき事項と考えております。

〔補充原則4－14②〕

取締役はその機能を十分に果たすことを可能とするため、必要な知識を習得できるよう、外部機関の研修等を利用し適宜機会を提供することとしております。なお、取締役に対するトレーニングの方針の開示については、今後の検討すべき事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1－4〕

(i) 政策保有に関する方針

当社は、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化など、事業運営上の観点から保有目的があると判断した取引先の株式については保有しますが、当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

(ii) 議決権の行使についての基準

当社は、全ての議案に対して議決権を行使しております。基本的には投資先企業の提案を尊重し、賛成の議決権を行使しますが、当社の政策保有に関する方針に反すると思われる議案については、十分な検討をした上で賛否を決定する事としております。

〔原則1－7〕

当社は「関連当事者取引管理規程」を定め、関連当事者との取引を行う際には、取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性等を慎重に検討したうえで取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

〔原則3－1〕

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要と考えております。そのためには、当社グループ全体の企業価値の向上と強固な経営基盤の構築を通じて、お客様に信頼され、社会に貢献し続けることが重要であると考え、責任ある経営体制の確立と、経営の透明性向上並びに経営に対する監視・監督機能の強化に努めることで、ガバナンスの強化を図っております。

(iii) 当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会によって決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役候補の指名に当たっての方針と手続は以下のとおりです。

① 取締役(監査等委員である取締役を除く)については、その能力・実績等を踏まえ、必要に応じて代表取締役社長の協議を経て、取締役会の決議により選任しております。

② 監査等委員である取締役については、その能力・実績等を踏まえ、必要に応じて代表取締役社長の協議を経て、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議により選任しております。

(v) 取締役(監査等委員である取締役を含む)の選任理由については、定時株主総会招集通知にて記載する予定であります。

〔補充原則4－1①〕

当社は、取締役会規程において、取締役会で判断・決議すべき事項を明確に定めております。取締役会規程においては、法令・定款に定めるもののほか、主として事業方針の承認・変更、年度・月次予算、中期経営計画、組織及び人事関連、その他の重要な業務執行に関する事項等を取締役会で判断・決議すべき事項として定めており、これら以外の事項については、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、職務権限規程に基づき、社長以下に委任することとしております。

〔原則4－8〕

当社は現在、2名の独立社外取締役を選任しており、独立した中立的な立場から取締役会等での確な助言や意見を述べ、独立社外取締役としての役割・責務を果たしております。

〔原則4－9〕

独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所に定める独立役員の独立性に関する判断基準を充足するものとしております。

〔補充原則4－11①〕

取締役会は当社の経営方針、重要な業務執行を決定する機関であることから、その機能を最大限に発揮するとともに活性化を図る観点から、取締役（監査等委員である取締役を含む）は社内外ともに豊富な経験と幅広い知識を有し、専門分野に通じた人物をバランスよく選任しております。

〔補充原則4－11②〕

全取締役の重要な兼職の状況については、有価証券報告書等の開示書類において適宜開示しております。

〔補充原則4－11③〕

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

〔補充原則4－14②〕

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

〔原則5－1〕

株主との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりになります。

- (i) 下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
当社のIR部署は管理本部が担当し、取締役専務執行役員管理本部長をIR責任者として指定しております。
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経営、法務部門等の有機的な連携のための方策
当社は、管理本部を株主との対話の窓口としていますが、必要に応じ経営企画室等とも連携して対話に必要な経営情報等を共有し、会社としての統一見解をもって対話する方針であります。
- (iii) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み
個別面談以外の対話としては、IR説明会を企画しております。また、IR説明会で使用した資料につきましては、ホームページに適宜掲載していく予定であります。
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主との対話には、代表取締役社長もしくはIR責任者が必ず出席し、そこから得られた意見等につきましては、取締役会場で報告することにより、適切かつ効果的なフィードバックしております。
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー取引を未然に防止するために「内部者取引管理規程」を制定し、重要な内部情報については適切に管理していく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ウェルマックス	1,095,920	21.08
古野 重幸	432,200	8.31
古野 豊	356,000	6.85
フルテック従業員持株会	255,000	4.90
古野 元昭	208,000	4.00
秋元 正雄	192,000	3.69
古野 直樹	136,000	2.62
古野 善昭	130,800	2.52
古野 廣子	109,600	2.11
田中 康之	102,080	1.96

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾町 雅文	公認会計士											
岡崎 拓也	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾町 雅文	○	○	—	社外取締役の尾町雅文氏は、公認会計士として高い専門性を持つほか、財務および会計に関する豊富な知識を有しております。このため、当社は、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。
岡崎 拓也	○	○	—	社外取締役の岡崎拓也氏は、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期に渡る経験を有しております。このため、当社は、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

独立した監査等委員会事務局は設置しておりませんが、管理本部が担当しております。
使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員でない取締役を除く）からの独立性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査室の三者間は定期的に意見を交換する機会を設けており、意思疎通及び情報の共有を図るように努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、株主総会で承認された役員報酬限度額内で、業績、職務内容、責任等に基づき決定することで充足しているものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。
平成28年3月期におきましては、当社の取締役及び監査役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対しては、監査等委員である社内取締役が情報伝達することにより、情報共有する体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、取締役9名及び監査等委員である取締役3名から構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けて運営しております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）で構成されており、監査等委員会はコーポレート・ガバナンスのあり方と業務執行状況を監査し、取締役を含めた日常的な活動の監査を行っております。社外取締役尾町雅文氏は、公認会計士の資格を有しており、公認会計士としての豊富なキャリアと専門的な知識・経験を有しており、当社との取引関係その他利害関係がない独立した立場で、公正かつ客観的に、社外取締役としての職務を遂行できると考えております。社外取締役岡崎拓也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての豊富なキャリアと専門的な知識・経験を有しており、当社との取引関係その他利害関係がない独立した立場で、公正かつ客観的に、社外取締役としての職務を遂行できると考えております。当社は社外取締役が企業統治において果たす機能および役割として、当社との取引関係その他利害関係がない独立した立場で、取締役会等において取締役の職務執行状況に関して積極的に経営に対する指摘・助言を行っていただくことを期待しております。

当社の内部監査体制は、内部監査室の内部監査室長の1名ですが、必要に応じて内部監査室所属以外の者を代表取締役社長の承認を得て監査担当者に加えることができる体制になっております。内部監査室は、内部監査規程に基づき業務監査及び会計監査を実施しており、支店・営業所・事業本部等の監査を定期的に行っております。

また、内部監査室及び監査等委員会並びに会計監査人の三者間において定期的に意見交換を行う機会を設けております。

上記のほか、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく役員・従業員の行動規範を整備し、グループ共通の規程として「コンプライアンス規程」を定めており、これを実践・遵守するために「内部通報制度運用規程」を制定し、社内・社外の通報窓口（企業倫理ホットライン）を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止するなど、コンプライアンスに関する問題の早期発見・解決を図っております。

また、グループ全体のコンプライアンス体制の統括を行うため、当社代表取締役社長を委員長とし、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス委員により構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法体制・倫理体制の構築とこれらの状況監視、企業倫理に関する教育計画、教育活動の企画立案及び実施、相談窓口からの連絡に対する対応、指導、助言などを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役による的確な意思決定と迅速かつ機動的な業務執行を行う一方、監査等委員による客観的かつ中立的な監視により公正かつ客観的な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの十分性および実効性を確保していると考えているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避した株主総会の設定に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会資料を当社ホームページに掲載する予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算において決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに適宜掲載していく予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社としての経営理念や社是などを記載した小冊子を役員含む全社員に配布し、その中にはステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況についても記載しております。なお、当社の行動規範については、ミッションステイトメント(企業理念)として、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は震災で被害を受けた地域の復興支援として、毎年継続して寄付を行っております。なお、当社の社会貢献活動の状況については、ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対する当社の情報提供が重要な経営方針の一つであると考え、積極的な情報開示体制の整備に取り組んでいく予定であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

I. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）は、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを優先する組織と風土を重視し、当社グループの取締役等一人ひとりが、社会的な倫理のうに組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
2. 法令及び社会倫理の遵守を当社グループのすべての取締役等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款ならびに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
3. 当社グループの取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において当社グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、コンプライアンス推進に関する重要議題を審議する。また、同委員会及びコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
4. コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容及び活動を適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
5. 取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。また、コンプライアンスにかかる通報窓口を社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について直接報告できる体制とし、情報の確保に努めたうえで、コンプライアンス委員会はその内容を調査し、必要に応じて関係部門と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
6. 必要に応じてグループ会社に取り締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関係部門は、必要に応じてグループ会社に対する助言、指導または支援を実施するものとする。
7. 内部監査室は、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
8. 当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
9. 取締役及び執行役員は、当社グループにおいて反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

II. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ）その他取締役の職務の執行にかかる重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
2. 上記の文書等は、関係部門が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

III. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2. 業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて取締役会において分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
3. 不測の事態が発生した場合には、取締役会において審議・決定を行い、その決定事項を各本部長から各部・各拠点・各工場へ連絡するとともに、各部・各拠点・各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

IV. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2. 当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役は全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
3. 担当取締役は、目標達成の進捗状況について取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
4. 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、職務権限規程に基づき効率的な意思決定を図るものとする。

V. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 「関係会社管理規程」「子会社管理決裁権限基準」に基づいて当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告するものとする。
2. グループ会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関係部門との協議・報告または当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
3. 内部監査室は、グループ会社に対する内部監査を実施し、監査の結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

VI. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務は、管理本部管理部においてこれを補助する。使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員でない取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
2. 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

VII. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

1. 代表取締役社長及び業務執行取締役は、取締役会において随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。

2. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 3. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 4. 内部監査室は監査等委員会に対し、定期的に当社グループにおける内部監査の結果、その他活動状況の報告を行うものとする。
 5. コンプライアンス担当部門は監査等委員会に対し、定期的に当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。
- VIII. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

IX. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは絶対に付き合わないという基本方針を有しておりますので、現在まで反社会的勢力との関係は一切ありません。当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対応規程」及び「取引先における反社会的勢力の調査要領」を制定し、所管部署は管理本部として、各拠点にて運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。また、情報共有のため所轄警察署や暴力団追放推進センターとの関係強化を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

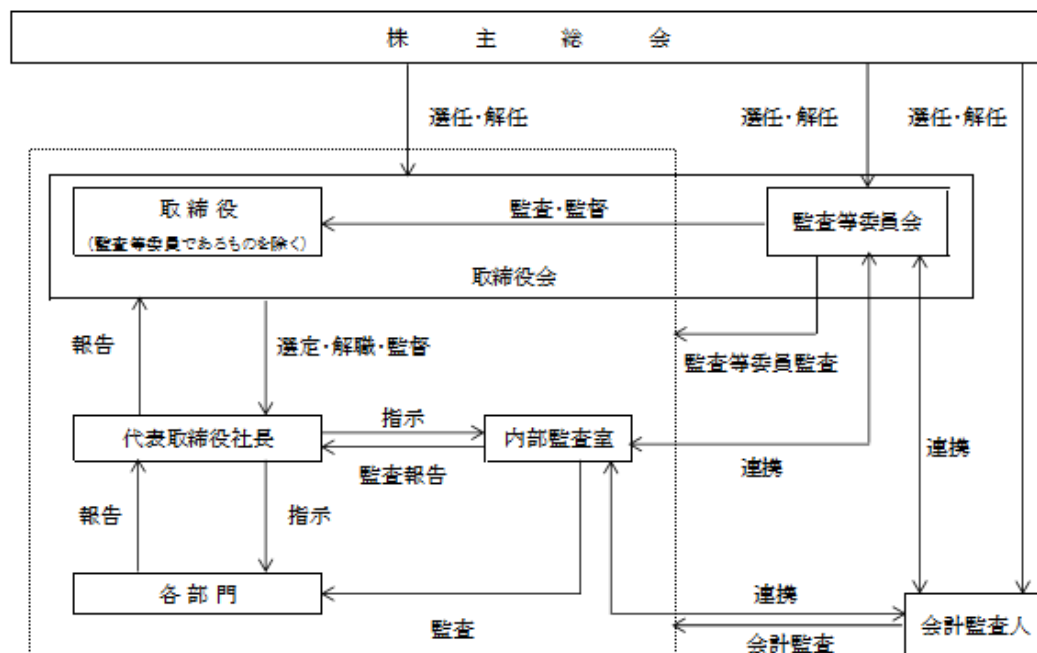
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

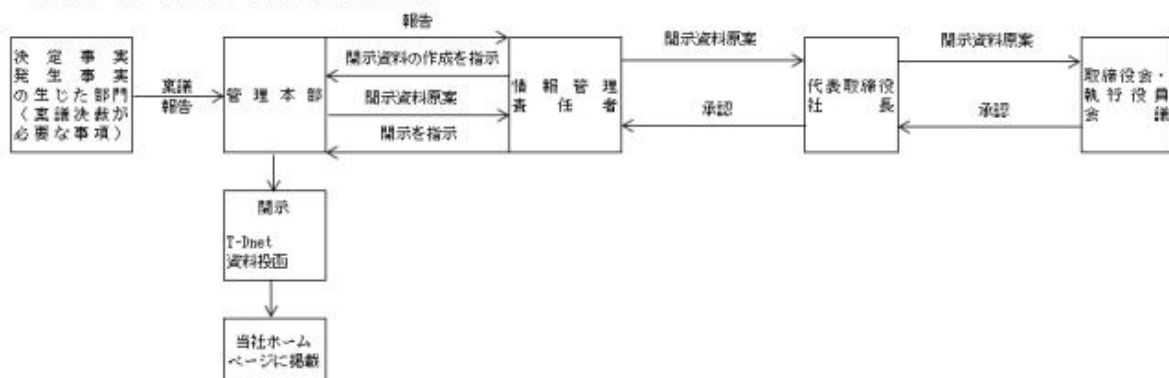
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】



【通時開示体制の概要】

<決定事実・発生事実に関する情報の通時開示業務フロー>



<決算に関する情報の適時開示業務フロー>

